

平成30年最新版!



〈消費税軽減税率対策窓口相談等事業〉

主催：小野田商工会議所

税制改正のポイント解説セミナー

- 実務にかかわる最新の改正ポイントについてわかりやすく解説します -

政府は、平成31年（2019年）10月1日より、消費税率を10%へ上げると同時に消費税軽減税率制度を導入する予定です。企業にとって増税に係る負担は大きいと、これから来る消費増税に負けない企業体質を作らなければなりません。また、平成29年・30年度においては個人所得課税や法人課税などで、重要な改正が行われ、順次施行が開始されています。

そこで今回のセミナーでは、平成29年・30年度税制改正の中で、実務に影響しそうな事項について、ポイントを解説します。この機会に、是非ともご参加ください。

日時

平成30年10月16日（火）

〔開催時間13:30~15:30〕

会場

小野田商工会議所2F大会議室

定員

30名（定員になり次第締め切ります）

受講料無料

《消費税軽減税率・価格転嫁対策について》
《平成29・30年度の主な改正事項について》



①個人所得課税の関係

- ・配偶者控除の見直し
- ・給与所得控除の適正化
- ・公的年金等控除の適正化
- ・その他



②事業所得、法人課税の関係

- ・賃上げ、生産性向上のための税制
- ・事業再編環境整備など



③資産課税の関係

- ・金融、証券、土地建物など
- など…



税理士法人いそべ 共同代表
(税理士・中小企業診断士・行政書士)

講師

こひら としひこ
小平敏彦氏

《講師プロフィール》

- ・1992年10月 (有)磯辺経理事務所に就職。
- ・2006年4月 税理士法人いそべ共同代表に就任。
- ・現在、毎月第2木曜と第4月曜に当所専門相談員を担当。「経営と税制」の両面からわかりやすくアドバイス。

小野田商工会議所 行き

FAX 0836-84-4180

お申込・お問合せ／小野田商工会議所 中小企業相談所

TEL 0836-84-4111

E-mail host@onoda-cci.or.jp

事業所名	〔業種 / 従業員数 人〕 (Tel)		
事業所所在地	〒		
ふりがな 受講者名	年齢	役職	E-mail

※ご記入頂いた内容は、当事業の参加者把握のために利用するほか、事務連絡や関連事業の情報提供のために利用することがございますが、第三者に公開するものではありません。個人情報の取扱いにつきましては、小野田商工会議所個人情報保護方針に基づき対応致します。